

東京国税局

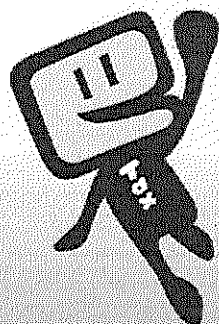
法人課税課速報（審理関係）

令和7年11月 第18号

大分類	共通（法令・通達）
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2028年12月末

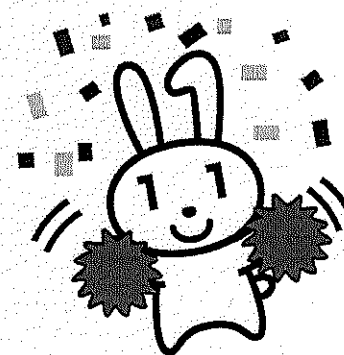
申告書審理のチェックポイント

～申告書審理して、申告書審理して、申告書審理してまいります。～



イータ君～。何が好き？

チョコミントよりも「申告書審理」！



審1 泊

目次

1	(別表二) 同族会社等の判定	1
2	(別表三(一)・(一) 付表一) 留保金課税	2
3	(別表六(十)・(十一)) 中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	3
4	(別表六(十五)) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	4
5	(別表六(二十四)・(二十四) 付表一)) 中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	5
6	(別表八(一)) 受取配当等の益金不算入	6
7	(別表十三(五)) 特定資産の買換えの圧縮記帳	7
8	(別表十五) 交際費等の損金不算入	8
9	(別表十六(二)) 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算	9
10	(役員給与等の内訳書) 役員給与	10

(注) 各頁の「要注意」の表示は、特に誤りの多い項目です。

1 同族会社等の判定

令和7年4月1日以後終了事業年度分

同族会社にならない法人

○ 協同組合、医療法人、相互会社などが添付していないか。

○ 分母の数又は金額から自己の株式又は出資を控除しているか（貸借対照表又は株式資本等変動計算書で確認する。）。

株主等の記載に誤りはないか

○ 名義株は実際の権利者のものとして取り扱っているか。

○ その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を判定基準となる株主等から除いているか。

○ 株主等のグルーピングに当たっては、持株の最も多い株主等から選定するのではなく、そのグループの持株が最も多くなるように選定しているか。

同族関係者の範囲は正しいか

○ 同族関係者とは次の者をいうが、これらの者の持株についても記載されているか。

- ① 株主等の親族
- ② 株主等と内縁関係にある者
- ③ 個人株主等の使用人
- ④ その他個人株主等から受ける金銭等で生計を維持している者
- ⑤ ②～④に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
- ⑥ 株主等と①～⑤に掲げる者が有する株式の持株割合が50%超となる会社等

同族会社等の判定に関する明細書

事業年度	法人名	別表二 令七・四・一以後終了事業年度分
1	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	(21)の上位1順位の株式数又は出資の金額
2	(19)と(21)の上位3順位の株式数又は出資の金額	定株式数等による判定
3	株式数等による判定	(11)
4	期末現在の議決権の総数	(22)の上位1順位の議決権の数
5	(20)と(22)の上位3順位の議決権の数	議決権の数による判定
6	議決権の数による判定	(13)
7	期末現在の社員の総数	(21)の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数
8	社員の8人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数	社員の数による判定
9	社員の数による判定	(15)
10	同族会社の判定割合	判定結果

判定基準となる株主等の株式数等の明細

順位	判定基準となる株主（社員）及び同族関係者	判定基準となる株主等との続柄	株式数又は出資の金額等
株式数等	議決権数	住所又は所在地	氏名又は法人名
19	20	21	22

要注意 大法人の100%子法人等が適用できない 中小企業向け特例措置

右上に記載した「特定同族会社の判定」の①又は②に該当する場合には、特定同族会社の留保金課税不適用の対象外となるが、その他に以下の中小企業向け特例措置が不適用となる。

- ・ 年800万円以下の所得に対する軽減税率（中小企業者等の法人税率の特例）
- ・ 貸倒引当金繰入額の損金算入（貸倒引当金の法定繰入率の適用）
- ・ 交際費等の損金不算入額の計算における定額控除
- ・ 欠損金の繰戻し還付の停止措置の不適用
- ・ 欠損金の控除限度額の縮減の不適用

特定同族会社の判定

○ 事業年度終了の時の資本金の額又は出資金の額が1億円以下である場合は、次のような場合を除いて、特定同族会社とはならない（「11」欄から「17」欄までの記載は不要）。

特定同族会社の判定が必要となる場合

- ① 一の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）による完全支配関係がある場合
- ② 完全支配関係がある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている場合

留保金課税の適用誤りはないか

○ 50%超の場合は、別表3(1)で留保金課税の適用を検討しているか。

判定結果は正しいか

○ 「17」欄 > 50% ⇒ 特定同族会社

○ 「17」欄 ≤ 50% かつ 「10」欄 > 50% ⇒ 同族会社

○ 「10」欄 ≤ 50% ⇒ 非同族会社

○ 法人株主については、その法人の株主構成を確認し、特定同族会社の判定をして記載されているか。

○ 合名会社、合資会社又は合同会社以外の法人は記載しない。

2 留保金課税

令和7年4月1日以後終了事業年度分

適用法人に誤りはないか

- 被支配会社に該当する場合で、資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人か。
- 被支配会社に該当する場合、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であっても、次のような場合に該当するときは、留保金課税の適用がある。
 - ① 一の法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）による完全支配関係がある場合
 - ② 完全支配関係がある複数の法人に発行済株式等の全部を保有されている場合
- 協同組合、医療法人、相互会社などを対象していないか。

- 1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載するが、「21」欄で切り捨てた1,000円未満の端数より多いときは、切り上げた金額を記載しているか。

- 別表4で「収用換地等の所得の特別控除額」の処理を「その他流出」とせず、「減算留保」とすることにより、留保所得金額が過少になっていないか。

- マイナスの場合は零としているか。
- 留保所得金額から控除すべき法人税額は、所得税額控除後の金額になっているか。

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度	法人名	別表三
留保金額に対する税額の計算		
資本金の額又は出資金の額	1	1
10,000万円以下	2	2
10,000万円超	3	3
10,000万円超	4	4
10,000万円超	5	5
10,000万円超	6	6
10,000万円超	7	7
10,000万円超	8	8
10,000万円超	9	9
10,000万円超	10	10
10,000万円超	11	11
10,000万円超	12	12
10,000万円超	13	13
10,000万円超	14	14
10,000万円超	15	15
10,000万円超	16	16
10,000万円超	17	17
10,000万円超	18	18
10,000万円超	19	19
10,000万円超	20	20
10,000万円超	21	21
10,000万円超	22	22
10,000万円超	23	23
10,000万円超	24	24
10,000万円超	25	25
10,000万円超	26	26
10,000万円超	27	27
10,000万円超	28	28
10,000万円超	29	29
10,000万円超	30	30
10,000万円超	31	31
10,000万円超	32	32
10,000万円超	33	33
10,000万円超	34	34
10,000万円超	35	35
10,000万円超	36	36
10,000万円超	37	37
10,000万円超	38	38
10,000万円超	39	39
10,000万円超	40	40
10,000万円超	41	41
10,000万円超	42	42
10,000万円超	43	43
10,000万円超	44	44
10,000万円超	45	45
10,000万円超	46	46
10,000万円超	47	47
10,000万円超	48	48
10,000万円超	49	49
10,000万円超	50	50

- 1か月未満の端数は切り上げているか。

- マイナスの場合は零としているか。
- 住民税額の計算の基礎となる法人税額は、所得税額控除後の金額になっているか。

注意

- 前期未配当等の額
- 前期の「11」欄（当期末配当等の額）と同額か。

注意

- 当期末配当等の額

- その支払に係る決議の日がその支払に係る基準日の属する事業年度終了の日の翌日からその基準日の属する事業年度に係る決算の確定の日までの期間内にあるものを記載しているか（株主資本等変動計算書の注記等で確認する。）。

特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書

事業年度	法人名	別表三
留保金額から控除する留保控除額の計算		
資本金の額又は出資金の額	1	1
10,000万円以下	2	2
10,000万円超	3	3
10,000万円超	4	4
10,000万円超	5	5
10,000万円超	6	6
10,000万円超	7	7
10,000万円超	8	8
10,000万円超	9	9
10,000万円超	10	10
10,000万円超	11	11
10,000万円超	12	12
10,000万円超	13	13
10,000万円超	14	14
10,000万円超	15	15
10,000万円超	16	16
10,000万円超	17	17
10,000万円超	18	18
10,000万円超	19	19
10,000万円超	20	20
10,000万円超	21	21
10,000万円超	22	22
10,000万円超	23	23
10,000万円超	24	24
10,000万円超	25	25
10,000万円超	26	26
10,000万円超	27	27
10,000万円超	28	28
10,000万円超	29	29
10,000万円超	30	30
10,000万円超	31	31
10,000万円超	32	32
10,000万円超	33	33
10,000万円超	34	34
10,000万円超	35	35
10,000万円超	36	36
10,000万円超	37	37
10,000万円超	38	38
10,000万円超	39	39
10,000万円超	40	40
10,000万円超	41	41
10,000万円超	42	42
10,000万円超	43	43
10,000万円超	44	44
10,000万円超	45	45
10,000万円超	46	46
10,000万円超	47	47
10,000万円超	48	48
10,000万円超	49	49
10,000万円超	50	50

- 「6」欄がマイナスの場合は「2」欄の金額に「6」欄の金額の正数金額を加算した金額としているか。
- 「7」欄の金額がマイナスとなる場合は、零と記載しているか。

- 1か月未満の端数は切り上げているか。

所得基準額の計算

- 受取配当等の益金不算入額など、別表4の「社外流出」欄に「※」を付している金額が移記されているか。



令和7年4月1日以後終了事業年度分

事業年度

:

:

法人名

比較試験研究費の額の計算

事業年度	試験研究費の額	当期の月数 (1)の事業年度の月数	改定試験研究費の額 (2) × (3)
1	2	3	4
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
計			

☐ 試験研究費の額が発生していない事業年度も記載しているか。
記載している場合、当該事業年度も調整対象年度数にカウントしての比較試験研究費「5」欄を計算しているか。

☐ 申告調整額を加減算した金額となっているか。

比較試験研究費の額
(4の計) ÷ (調整対象年度数)

5

円

平均売上金額の計算

事業年度	売上金額	当期の月数 (6)の事業年度の月数	改定売上金額 (7) × (8)
6	7	8	9
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
計			

☐ 売上金額以外の金額を記載していないか。
※ 「2」欄の試験研究費の額を記載している譲りや営業外収益を含めている譲りがある。

平均売上金額
(9の計) ÷ (1 + 売上調整年度数)

10

円

当期

11

円

☐ 当期の売上金額を記載しているか。

☐ 当期分の「1」を足して計算しているか。

4 中小企業者等が機械等 等を取得した場合の法人 税額の特別控除

令和7年4月1日以後終了事業年度分

注意

適用対象法人

- 青色申告法人か。
- 特定中小企業者等（農業協同組合等、商店街振興組合又は資本金等が3,000万円以下の中小企業者）か。

＜適用対象法人の留意事項＞

- 資本金が1億円以下の法人であっても、同一の大規模法人（P3の※1参照）が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1（又は複数の大規模法人がその3分の2）以上を所有している場合には、中小企業者には該当しない。
- 適用除外事業者（P3の※2参照）に該当する法人は中小企業者から除かれる。

- 平成10.6.1～令和9.3.31の期間内に取得し、国内にある特定中小企業者等の営む指定事業の用に供しているか（海外で使用しているものについては適用がない。）。

- 修正申告の場合、修正申告後の法人税額を基礎として計算した税額基準額を限度としているか。

- 税額控除が法人税額の20%相当額を超えていないか。
- 20%の税額控除の枠は、①当期の取得分②繰越分の順で充当されているか。

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	法人名	事業種目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
取得年月日		取得価額又は製作価額																						
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額																								
差引改定取得価額																								
取得価額の合計額（9）の合計																								
税額控除限度額																								
調整前法人税額（別表「2」又は別表「2」若しくは「19」）																								
当期税額基準額																								
当期税額控除可能額（（11）と（13）のうち少ない金額）																								
調整前法人税額超過構成額（別表六（六）「8」の①）																								
当期税額控除額																								
法人税額の特別控除額																								
前期繰越税額控除限度超過額の計算																								
事業年度																								
計																								
当期分																								
合計																								
機械装置等の概要																								

注意

適用対象資産

- 医療用機器（超音波診断装置、人工腎臓装置、CTスキャナ装置、歯科診療用椅子など）を対象資産としていないか。
- 貨物運送用小型自動車（自動車車検証の「自動車の種別」が小型のものを）を対象資産としていないか（自動車登録番号（ナンバー）「4」又は「6」のものは適用できない。例：品川 400 あ1111）。
- 器具及び備品を対象としていないか。

措法第42条の6第1項各号（特定機械装置等）の取得（注1）価額要件等

区分	対象設備の範囲
機械及び装置（注2）	1台又は1基の取得価額が160万円以上
測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む）	1台又は1基の取得価額が120万円以上 同一種類の複数設備の取得価額（の合計額）が120万円以上（注3）
ソフトウェア（注4）	一のソフトウェアの取得価額（の合計額）が70万円以上
車両及び運搬具	貨物運送用の普通自動車（車両総重量3.5トン以上）
船舶	内航運送業及び内航船舶貸渡業用の船舶（注5）

（注）

- 所有権移転外リース取引に係る契約による取得を含む。
- 令和5年4月1日以後に取得等するものについては、コインランドリー業（法人の主要な事業である場合を除く。）の用に供する資産で、その管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く。
- 1台又は1基の取得価額が30万円以上の資産に限る。
- システム仕様書等を含み、サーバー用のオペレーティングシステム等を除く（ISO/IEC15408に基づき評価及び認証をされたサーバー用オペレーティングシステム等は適用対象。）。
- 令和5年4月1日以後に取得等するものについては、総トン数が500トン以上の船舶にあっては、一定の要件を満たすもの。

- 当期末1年以内に開始した事業年度に発生したものか。
- 控除税額の繰越額は限っていないか。

5 中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除

令和7年4月1日以後終了事業年度分

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度: . . . 法人名: . . .

※ 前期の雇用者給与等支給額（前期の別表6(24)「4」欄）と一致しているか。

○ 青色申告法人が。
○ 中小企業者又は農業協同組合等か。

＜適用対象法人の留意事項＞
○ 資本金が1億円以下の法人であっても、同一の大規模法人（P3の※1参照）が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1（又は複数の大規模法人がその3分の2）以上を所有している場合には、中小企業者には該当しない。
○ 適用除外事業者（P3の※2参照）に該当する法人は、中小企業者から除かれる。

1	雇用者給与等支給額	2	比較雇用者給与等支給額	3	雇用者給与等支給額増加額	4	雇用者給与等支給額増加割合	5	教育訓練費増加割合	6	教育訓練費増加額	7	教育訓練費増加割合	8	雇用者給与等支給額増加額	9	雇用者給与等支給額増加割合	10	雇用者給与等支給額増加額	11	雇用者給与等支給額増加割合	12	雇用者給与等支給額増加割合	13	雇用者給与等支給額増加割合	14	雇用者給与等支給額増加割合	15	雇用者給与等支給額増加割合	16	雇用者給与等支給額増加割合	17	雇用者給与等支給額増加割合	18	雇用者給与等支給額増加割合	19	雇用者給与等支給額増加割合	20	雇用者給与等支給額増加割合	21	雇用者給与等支給額増加割合	22	雇用者給与等支給額増加割合	23	雇用者給与等支給額増加割合	24	雇用者給与等支給額増加割合	25	雇用者給与等支給額増加割合	26	雇用者給与等支給額増加割合	27	雇用者給与等支給額増加割合	28	雇用者給与等支給額増加割合	29	雇用者給与等支給額増加割合	30	雇用者給与等支給額増加割合	31	雇用者給与等支給額増加割合	32	雇用者給与等支給額増加割合	33	雇用者給与等支給額増加割合	34	雇用者給与等支給額増加割合	35	雇用者給与等支給額増加割合	36	雇用者給与等支給額増加割合	37	雇用者給与等支給額増加割合	38	雇用者給与等支給額増加割合	39	雇用者給与等支給額増加割合	40	雇用者給与等支給額増加割合	41	雇用者給与等支給額増加割合	42	雇用者給与等支給額増加割合	43	雇用者給与等支給額増加割合	44	雇用者給与等支給額増加割合	45	雇用者給与等支給額増加割合	46	雇用者給与等支給額増加割合	47	雇用者給与等支給額増加割合	48	雇用者給与等支給額増加割合	49	雇用者給与等支給額増加割合	50	雇用者給与等支給額増加割合	51	雇用者給与等支給額増加割合	52	雇用者給与等支給額増加割合	53	雇用者給与等支給額増加割合	54	雇用者給与等支給額増加割合	55	雇用者給与等支給額増加割合	56	雇用者給与等支給額増加割合	57	雇用者給与等支給額増加割合	58	雇用者給与等支給額増加割合	59	雇用者給与等支給額増加割合	60	雇用者給与等支給額増加割合	61	雇用者給与等支給額増加割合	62	雇用者給与等支給額増加割合	63	雇用者給与等支給額増加割合	64	雇用者給与等支給額増加割合	65	雇用者給与等支給額増加割合	66	雇用者給与等支給額増加割合	67	雇用者給与等支給額増加割合	68	雇用者給与等支給額増加割合	69	雇用者給与等支給額増加割合	70	雇用者給与等支給額増加割合	71	雇用者給与等支給額増加割合	72	雇用者給与等支給額増加割合	73	雇用者給与等支給額増加割合	74	雇用者給与等支給額増加割合	75	雇用者給与等支給額増加割合	76	雇用者給与等支給額増加割合	77	雇用者給与等支給額増加割合	78	雇用者給与等支給額増加割合	79	雇用者給与等支給額増加割合	80	雇用者給与等支給額増加割合	81	雇用者給与等支給額増加割合	82	雇用者給与等支給額増加割合	83	雇用者給与等支給額増加割合	84	雇用者給与等支給額増加割合	85	雇用者給与等支給額増加割合	86	雇用者給与等支給額増加割合	87	雇用者給与等支給額増加割合	88	雇用者給与等支給額増加割合	89	雇用者給与等支給額増加割合	90	雇用者給与等支給額増加割合	91	雇用者給与等支給額増加割合	92	雇用者給与等支給額増加割合	93	雇用者給与等支給額増加割合	94	雇用者給与等支給額増加割合	95	雇用者給与等支給額増加割合	96	雇用者給与等支給額増加割合	97	雇用者給与等支給額増加割合	98	雇用者給与等支給額増加割合	99	雇用者給与等支給額増加割合	100	雇用者給与等支給額増加割合
---	-----------	---	-------------	---	--------------	---	---------------	---	-----------	---	----------	---	-----------	---	--------------	---	---------------	----	--------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	-----	---------------

給与等支給額、比較教育訓練費の額及び翌期繰越控除限度超過額の計算に関する明細書

事業年度: . . . 法人名: . . .

○ 「4」欄は雇用安定助成金を含めているか。
○ 「5」欄は雇用安定助成金を控除しているか。

○ 損金の額に算入される給与等（国内雇用者に対して支給するものに限る。）の金額か。
※ 国内雇用者とは、法人の使用人（その法人の役員の特殊関係者（注）及び使用人兼務役員を除く。）のうち国内の事業所に勤務する一定の雇用者をいう。
（注）役員の特殊関係者とは次の者をいう。
① 役員の親族
② 役員と内縁関係にある者
③ ①②以外の者で役員から生計の支援を受けているもの
④ ②③の者と生計を一にするこれらの者の親族

1	国内雇用者に対する給与等の支給額	2	国内雇用者に対する給与等の支給額	3	国内雇用者に対する給与等の支給額	4	国内雇用者に対する給与等の支給額	5	国内雇用者に対する給与等の支給額	6	国内雇用者に対する給与等の支給額	7	国内雇用者に対する給与等の支給額	8	国内雇用者に対する給与等の支給額	9	国内雇用者に対する給与等の支給額	10	国内雇用者に対する給与等の支給額	11	国内雇用者に対する給与等の支給額	12	国内雇用者に対する給与等の支給額	13	国内雇用者に対する給与等の支給額	14	国内雇用者に対する給与等の支給額	15	国内雇用者に対する給与等の支給額	16	国内雇用者に対する給与等の支給額	17	国内雇用者に対する給与等の支給額	18	国内雇用者に対する給与等の支給額	19	国内雇用者に対する給与等の支給額	20	国内雇用者に対する給与等の支給額	21	国内雇用者に対する給与等の支給額	22	国内雇用者に対する給与等の支給額	23	国内雇用者に対する給与等の支給額	24	国内雇用者に対する給与等の支給額	25	国内雇用者に対する給与等の支給額	26	国内雇用者に対する給与等の支給額	27	国内雇用者に対する給与等の支給額	28	国内雇用者に対する給与等の支給額	29	国内雇用者に対する給与等の支給額	30	国内雇用者に対する給与等の支給額	31	国内雇用者に対する給与等の支給額	32	国内雇用者に対する給与等の支給額	33	国内雇用者に対する給与等の支給額	34	国内雇用者に対する給与等の支給額	35	国内雇用者に対する給与等の支給額	36	国内雇用者に対する給与等の支給額	37	国内雇用者に対する給与等の支給額	38	国内雇用者に対する給与等の支給額	39	国内雇用者に対する給与等の支給額	40	国内雇用者に対する給与等の支給額	41	国内雇用者に対する給与等の支給額	42	国内雇用者に対する給与等の支給額	43	国内雇用者に対する給与等の支給額	44	国内雇用者に対する給与等の支給額	45	国内雇用者に対する給与等の支給額	46	国内雇用者に対する給与等の支給額	47	国内雇用者に対する給与等の支給額	48	国内雇用者に対する給与等の支給額	49	国内雇用者に対する給与等の支給額	50	国内雇用者に対する給与等の支給額	51	国内雇用者に対する給与等の支給額	52	国内雇用者に対する給与等の支給額	53	国内雇用者に対する給与等の支給額	54	国内雇用者に対する給与等の支給額	55	国内雇用者に対する給与等の支給額	56	国内雇用者に対する給与等の支給額	57	国内雇用者に対する給与等の支給額	58	国内雇用者に対する給与等の支給額	59	国内雇用者に対する給与等の支給額	60	国内雇用者に対する給与等の支給額	61	国内雇用者に対する給与等の支給額	62	国内雇用者に対する給与等の支給額	63	国内雇用者に対する給与等の支給額	64	国内雇用者に対する給与等の支給額	65	国内雇用者に対する給与等の支給額	66	国内雇用者に対する給与等の支給額	67	国内雇用者に対する給与等の支給額	68	国内雇用者に対する給与等の支給額	69	国内雇用者に対する給与等の支給額	70	国内雇用者に対する給与等の支給額	71	国内雇用者に対する給与等の支給額	72	国内雇用者に対する給与等の支給額	73	国内雇用者に対する給与等の支給額	74	国内雇用者に対する給与等の支給額	75	国内雇用者に対する給与等の支給額	76	国内雇用者に対する給与等の支給額	77	国内雇用者に対する給与等の支給額	78	国内雇用者に対する給与等の支給額	79	国内雇用者に対する給与等の支給額	80	国内雇用者に対する給与等の支給額	81	国内雇用者に対する給与等の支給額	82	国内雇用者に対する給与等の支給額	83	国内雇用者に対する給与等の支給額	84	国内雇用者に対する給与等の支給額	85	国内雇用者に対する給与等の支給額	86	国内雇用者に対する給与等の支給額	87	国内雇用者に対する給与等の支給額	88	国内雇用者に対する給与等の支給額	89	国内雇用者に対する給与等の支給額	90	国内雇用者に対する給与等の支給額	91	国内雇用者に対する給与等の支給額	92	国内雇用者に対する給与等の支給額	93	国内雇用者に対する給与等の支給額	94	国内雇用者に対する給与等の支給額	95	国内雇用者に対する給与等の支給額	96	国内雇用者に対する給与等の支給額	97	国内雇用者に対する給与等の支給額	98	国内雇用者に対する給与等の支給額	99	国内雇用者に対する給与等の支給額	100	国内雇用者に対する給与等の支給額
---	------------------	---	------------------	---	------------------	---	------------------	---	------------------	---	------------------	---	------------------	---	------------------	---	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	----	------------------	-----	------------------

令和7年4月1日以後終了事業年度分

株式等の区分（株式保有割合）	益金不算入割合
完全子法人株式等（100％）	100％
関連法人株式等 （1/3超～100％未満）	100％ ※ 支払利子等の額 を控除した後の額
その他株式等（5％超～1/3以下） ※ 上場株式等は通常非支配目 的株式等に該当する。	50％
非支配目的株式等（5％以下）	20％

要注意

株式等の区分（保有割合）
に誤りはないか

- 「その他株式等」の欄に上場企業の記載がある場合、保有割合を必ず確認する。
- 完全支配関係がある他の法人を含めた持株割合で判定する（令和4年4月1日以後開始事業年度）。

＜次のものを含めているか＞

- 手形の割引料
- 資産の取得価額に含めた利子及び繰延資産として経理した利子

＜次のものを含めていないか＞

- 売上割引料
 - 信用保証協会への保証料
- (注) 利子税又は地方税の延滞金は含めないことができる。

受取配当等の益金不算入に関する明細書				事業年度	法人名	別表八(一) 令七・四
完全子法人株式会社等に係る受取配当等の額 (9の計)	1	円	非支配目的株式会社等に係る受取配当等の額 (33の計)	4		以後終了事業年度分
関連法人株式会社等に係る受取配当等の額 (15の計)	2		受取配当等の益金不算入額 (1)+(2)-(26の計)+(3)×50%+(4)×20%又は40%	5		
その他株式会社等に係る受取配当等の額 (25の計)	3					
受 取 配 当 等 の 額 の 明 細						
完全子法人株式会社等	法人名	6				計
	本店の所在地	7				
	受取配当等の額の計算期間	8				
	受取配当等の額	9	円	円	円	円
関連法人株式会社等	法人名	10				計
	本店の所在地	11				
	受取配当等の額の計算期間	12				
非支配目的株式会社等	保有割合	13				
	受取配当等の額	14	円	円	円	円
	同上のうち益金の額に算入される金額	15				
	益金不算入の対象となる金額 (14)-(15)	16				
	(34)が「不適用」の場合又は別表八(一)付表13が「非該当」の場合 (16)×0.05	17				
	同上以外の場合 (16) (16の計)	18				
	支払利子等の10%相当額 (18)×0.1又は別表八(一)付表14(1)×(18)	19	円	円	円	円
	受取配当等の額から控除する支払利子等の額 (17)又は(19)	20				
その他株式会社等	法人名	21				計
	本店の所在地	22				
	保有割合	23				
	受取配当等の額	24	円	円	円	円
	同上のうち益金の額に算入される金額	25				
	益金不算入の対象となる金額 (24)-(25)	26				
非支配目的株式会社等	法人名又は銘柄	27				計
	本店の所在地	28				
	事業日等	29				
	保有割合	30				
	受取配当等の額	31	円	円	円	円
	同上のうち益金の額に算入される金額	32				
	益金不算入の対象となる金額 (31)-(32)	33				
支 払 利 子 等 の 額 の 明 細						
令第19条第2項の規定による支払利子控除額の計算				34	適用・不適用	
当期は支払う利子等の額				35	円	
超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三)「10」				37		円
支払利子等の額の合計額 (35)-(36)+(37)				38		
国外支店等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象国支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二)の二「29」のうち多い金額)又は別表十七(二)の二「34」と別表十七(二)の二「17」のうち多い金額				36		

要注

受取配当等の金額

- 対象にならない次のものを受取配当等の金額に含めていないか。
 (外国名(例えば、アルファベットやカタカナ表記であるもの)、海外に関連する名称が付されているもの(例えば、新興国株関係のもの)等、信託財産を主として外貨建資産等に運用していると想定されるものは要注意)

公社債投資信託の収益の分配金、証券投資信託の収益の分配金、外国法人（外国子会社からの配当等は別表8(2)に記載する。）・公益法人等からの配当、協同組合等の事業分算配当金、特定目的会社からの配当、保険会社の契約者配当金、社債の利子、匿名組合の分配金 など

- 証券投資信託の収益の分配金は、全額が益金算入となるのに益金不算入の対象としていないか。



7 特定資産の買換えの圧縮記帳

令和7年4月1日以後終了事業年度分

○ 譲渡資産の譲渡年月日及び取得資産の取得年月日がいずれも令和6年4月1日以後である場合、「特定資産の買換えの場合の課税の特例の適用に関する届出書」が提出されているか。

○ 棚卸資産、機械及び装置、無形固定資産、借家権等を対象としていないか。

適用要件

○ 適用を受けようとする各号の譲渡資産と買換資産に該当しているか。
① 所在地からみてどうか。
② 添付証明書からみてどうか。

○ 長期所有の土地等に係る措置(3号)について、
① 買換資産のうち土地等の範囲が事務所等の特定施設(福利厚生施設に該当するものを除く。)の敷地の用に供されるもの(その特定施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の用に供されるものを含む。)又は駐車場の用に供されるもの(一定のやむを得ない事情があるものに限る。)であるか。

要注意

かつ

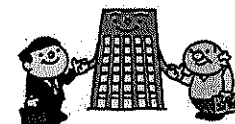
② 取得した土地等の面積は300平方メートル以上になっているか(「20」欄)。

○ 所在地等に関し必要な証明書は添付されているか。

○ 圧縮基礎取得価額(「25」又は「28」欄)に差益割合及び圧縮割合を乗じて計算しているか。

特定資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書										事業年度	法人名	別添十三国																																																																																
譲渡した資産の種類	1	取得年月日	2	取得価額	3	取得した土地等の面積	4	取得した土地等の面積	5	取得した土地等の面積	6	取得した土地等の面積	7	取得した土地等の面積	8	取得した土地等の面積	9	取得した土地等の面積	10	取得した土地等の面積	11	取得した土地等の面積	12	取得した土地等の面積	13	取得した土地等の面積	14	取得した土地等の面積	15	取得した土地等の面積	16	取得した土地等の面積	17	取得した土地等の面積	18	取得した土地等の面積	19	取得した土地等の面積	20	取得した土地等の面積	21	取得した土地等の面積	22	取得した土地等の面積	23	取得した土地等の面積	24	取得した土地等の面積	25	取得した土地等の面積	26	取得した土地等の面積	27	取得した土地等の面積	28	取得した土地等の面積	29	取得した土地等の面積	30	取得した土地等の面積	31	取得した土地等の面積	32	取得した土地等の面積	33	取得した土地等の面積	34	取得した土地等の面積	35	取得した土地等の面積	36	取得した土地等の面積	37	取得した土地等の面積	38	取得した土地等の面積	39	取得した土地等の面積	40	取得した土地等の面積	41	取得した土地等の面積	42	取得した土地等の面積	43	取得した土地等の面積	44	取得した土地等の面積	45	取得した土地等の面積	46	取得した土地等の面積
取得した土地等の面積	1	取得年月日	2	取得価額	3	取得した土地等の面積	4	取得した土地等の面積	5	取得した土地等の面積	6	取得した土地等の面積	7	取得した土地等の面積	8	取得した土地等の面積	9	取得した土地等の面積	10	取得した土地等の面積	11	取得した土地等の面積	12	取得した土地等の面積	13	取得した土地等の面積	14	取得した土地等の面積	15	取得した土地等の面積	16	取得した土地等の面積	17	取得した土地等の面積	18	取得した土地等の面積	19	取得した土地等の面積	20	取得した土地等の面積	21	取得した土地等の面積	22	取得した土地等の面積	23	取得した土地等の面積	24	取得した土地等の面積	25	取得した土地等の面積	26	取得した土地等の面積	27	取得した土地等の面積	28	取得した土地等の面積	29	取得した土地等の面積	30	取得した土地等の面積	31	取得した土地等の面積	32	取得した土地等の面積	33	取得した土地等の面積	34	取得した土地等の面積	35	取得した土地等の面積	36	取得した土地等の面積	37	取得した土地等の面積	38	取得した土地等の面積	39	取得した土地等の面積	40	取得した土地等の面積	41	取得した土地等の面積	42	取得した土地等の面積	43	取得した土地等の面積	44	取得した土地等の面積	45	取得した土地等の面積	46	取得した土地等の面積

○ 譲渡した土地の上の建物等を取り壊した場合、その建物等の帳簿価額及び取壊費用を譲渡に要した経費の額に含めているか。
○ あつせん手数料、謝礼等の経費を譲渡に要した経費の額に含めているか(「雑益、雑損失等の内訳書」からも検討する。)



○ 買換資産のうちに土地等がある場合に、適用区分ごとに計算したその土地等の面積が、譲渡した土地等の面積の5倍相当の面積を超えるときに、その超える部分の面積を「21」欄に記載しているか。
「21」欄 = 「20」欄 - 「5」欄 × 5倍

○ 同一の号の買換資産が2以上ある場合は、譲渡対価の額を順次買換資産の取得価額に達するまで充てているか。

○ 買換資産の取得に充てた特別勘定の金額は益金の額に算入しているか。
○ 取得指定期間(通常は譲渡事業年度の翌期首から1年)を経過するものを益金の額に算入しているか。

9 旧定率法又は定率法 による減価償却資産の 償却額の計算

令和7年4月1日以後終了事業年度分

要注意

建物等の取得時期に応じた償却方法

○ 建物（平成10年4月1日以後取得）の償却方法が旧定率法となっていないか。

建物の取得時期	届出をした法人	届出をしなかった法人
平成10年3月31日以前	旧定率法又は旧定率法のうち届け出た方法	旧定率法
平成10年4月1日以後～ 平成19年3月31日以前	旧定率法（届出を要しない）	
平成19年4月1日以後	定額法（届出を要しない）	

○ 建物附属設備及び構築物（平成28年4月1日以後取得）の償却方法が定率法となっていないか。

○ 固定資産償却明細等で取得年月日を確認し、償却方法が正しく採用されているかチェックする。

資産名	取得年月日	取得価額(円)	償却方法	当期償却額(円)
建物(事務所)	平10年3月1日	12,000,000円	旧定率法	400,000円
建物(倉庫)	平10年4月1日	9,500,000円	旧定率法	300,000円

(正) 旧定額法

○ 事業年度の中途において事業の用に供した減価償却資産について、その償却限度額を月数あん分によって計算しているか。
※ 調整前償却額（「26」欄）を償却保証額（「28」欄）と比較する際には、あん分前の金額による。

○ 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、耐用年数省令別表第七の「償却率」を適用しているか。

○ 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得した減価償却資産について、耐用年数省令別表第九の「償却率」、「保証率」、「改定償却率」を適用しているか。

○ 平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産について、耐用年数省令別表第十の「償却率」、「保証率」、「改定償却率」を適用しているか。

○ 特別償却を適用している場合に、特別償却の付表の添付はあるか。

旧定率法又は定率法による減価償却資産の
償却額の計算に関する明細書

種別	事業年度	法人名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		

10 役員給与

役員給与等の内訳書

役員給与等の内訳									
役職名	氏名	代表者との関係	役員給与計	左の内訳					
				使用人職務分	定期報酬	事前確定届出給与	業績連動給与	その他	退職給与
取締役	H	長男	5,000,000		4,200,000			800,000	
取締役	S	次男	4,200,000		3,800,000		800,000		
営業部長	M	長女	4,000,000	2,000,000	2,000,000				

○ 決算書に記載されている役員給与の金額を確認する。

○ 使用人兼務役員に該当するか（別表2を確認）。

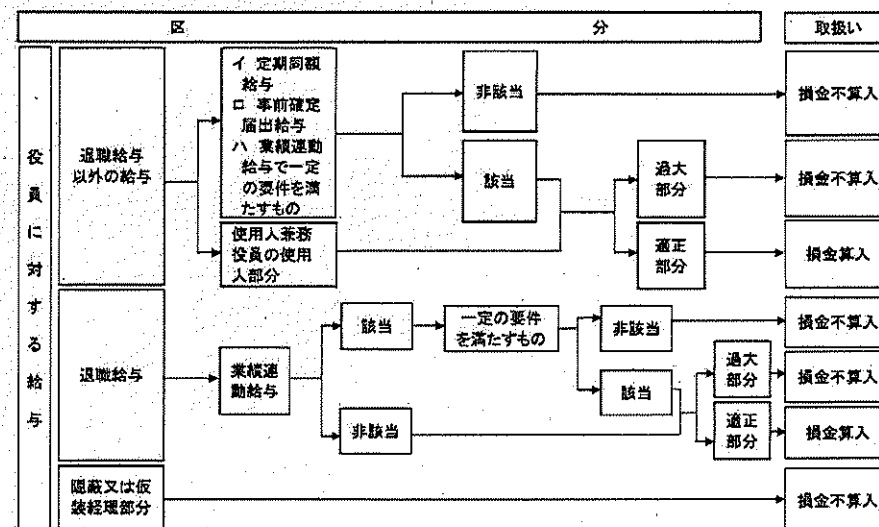
要注意
○ 別表4で加算しているか。

○ 「事前確定届出給与に関する届出書」に記載の金額と一致しているか。

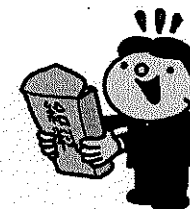
○ 使用人兼務役員になれる者となれない者の区分

区 分	判 定
社長、理事長、代表取締役、代表執行役、代表理事及び清算人	使用人兼務役員になれない
副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員	
合名会社、合資会社及び合同会社の業務を執行する社員	
取締役（委員会設置会社に限る。）、会計参与及び監査役並びに監事	
同族会社の特定役員	使用人兼務役員になれる
上記以外の役員で、部長、課長、その他法人の使用人として職制上の地位を有し、かつ、常時使用人として職務に従事している者	

○ 役員給与の区分



※ 債務の免除による利益その他の経済的利益を含む。



特定役員の要件（次の①ないし③の全てに該当する役員）（法令71①五）

- ① 次の株主グループのいずれかに属すること
 - ・ 第1順位が50%超である場合の第1グループ
 - ・ 第1及び第2順位を合計して初めて50%超となる場合の第1及び第2グループ
 - ・ 第1から第3順位を合計して初めて50%超となる場合の第1から第3グループ
- ② その役員の属するグループの所有割合が10%を超えていること
- ③ その役員（配偶者及びこれらの者の所有割合が50%超の会社を含む）の所有割合が5%を超えていること